

第4回世羅町議会定例会会議録

令和6年12月13日
第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第4回世羅町議会定例会（第4号）

令和6年12月13日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|---------------|---|
| 第 1 | 選挙管理委員及び補充員の選挙 |
| 第 2 陳情第 8 号 | 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書 |
| 第 3 陳情第 9 号 | 安心して生活できる公的年金を求める陳情書 |
| 第 4 陳情第 10 号 | 訪問介護基本報酬引き下げ分の補填と 2025 年度医療・介護報酬臨時改定の実施、すべてのケア労働者の大幅増員と処遇改善等のための予算措置を求める陳情書 |
| 第 5 陳情第 11 号 | 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書 |
| 第 6 陳情第 12 号 | 最低賃金全国一律制度へ向けた法改正を求める陳情書 |
| 第 7 陳情第 13 号 | 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書 |
| 第 8 陳情第 14 号 | 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求める陳情書 |
| 第 9 陳情第 15 号 | 町道青水黒淵線道路改修要望書 |
| 第 10 陳情第 16 号 | せらにし地域の医療体制整備に関する要望書 |
| 第 11 | 総務文教常任委員会報告 |
| 第 12 | 産業建設常任委員会報告 |
| 第 13 | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第 14 | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 15 | 議員派遣について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	山崎誠	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	升行真路
税務課長	藤井博美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	山名智並	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	小林英美	産業振興課長	垣内賢司
商工振興課長	山口徹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	市尻孝志	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
嘱託書記	貞光有子		

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、「指名推選」にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は「指名推選」によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、「議長において指名する」ことに決定しました。

「選挙管理委員」には、

原田 洋治（はらだ ようじ）さん

折元 文則（おりもとふみのり）さん

小池 栄治（こいけ えいじ）さん

神田 正史（かんだ まさし）さん

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「選挙管理委員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました、

原田 洋治（はらだ ようじ）さん

折元 文則（おりもとふみのり）さん

小池 栄治（こいけ えいじ）さん

神田 正史（かんだ まさし）さん

したがって、ただ今指名いたしました、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

つぎに、選挙管理委員補充員には、

新井 一（あらい はじめ）さん

福原 俊治（ふくはら しゅんじ）さん

金行 美子（かねゆき よしこ）さん

丸次 日出夫（まるつぎ ひでお）さん

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「選挙管理委員補充員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、

新井 一 さん（あらい はじめ）さん

福原 俊治 さん（ふくはら しゅんじ）さん

金行 美子 さん（かねゆき よしこ）さん

丸次 日出夫 さん（まるつぎ ひでお）さん

以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

つぎに、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定しました。

この際、日程第2 陳情第8号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書から日程第10 陳情第16号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書までの9件を「一括議題」とします。

日程第2から日程第10までの9件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに総務文教常任委員長から報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長

○議長（高橋公時） 委員長。

陳情第8号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

12月3日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和6年12月10日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時
- 4 審査事項と結果

（1）陳情第8号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 学校給食費を完全無償化し、国際情勢により食の供給や安

全が脅かされないよう、給食に地場産、国産の食材を使用すること。そして、学校給食調理施設の老朽化に伴う建替えに必要な財政的支援及び、給食調理室のない学校には自校調理が行えるよう、財政的支援を行うことを国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「国は別途交付金で支援を行っている。あえて学校給食費のみへの支援だけの要望には反対である」との意見や「この団体は軍事費の削減により財源を捻出することを前提としているとなると賛成しかねる」との意見が出された。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。
（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第9号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（2）陳情第9号 安心して生活できる公的年金を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 国民の年金不安をなくして老後の安心をつくり、併せて自治体の財政の健全化のために物価の上昇に見合った年金改定を行うことを国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「国で年金などの政策見直しが行われており、町の段階では見守るべきと考えることから賛成できない」

との意見が出された。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第10号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（3）陳情第10号 訪問介護基本報酬引き下げ分の補填と2025年度医療・介護報酬臨時改定の実施、すべてのケア労働者の大幅増員と処遇改善等のための予算措置を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 1 訪問介護の基本報酬引下げ撤回、引下げ分を補填するための予算措置を早急に行うこと。2 次期改定を待たず、2025年度予算編成において医療・介護報酬臨時改定を実施するための予算計上を行うこと。3 ケア労働者の大幅増員と賃金を全産業平均水準まで引上げるための予算措置を行うこと。4 有料職業紹介事業者に対する社会的規制を強化するとともに、公的な人材紹介事業の拡充を図ること。5 国民や患者や介護利用者の負担を減らし、国庫負担を増やすこと。という5点を国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「国で決定されることであり、国の財源も限りがある中で、国民へのこれ以上の債務負担を求めるものであり反対である」との意見や「国において議論され決定されるべき内容であり、反対である」との意見が出された。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 11 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（４）陳情第 11 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 高齢難聴者の補聴器について公的な助成制度を創設し、補聴器の購入時から継続的に身近な場所で相談や機器の調整が可能となるよう、専門技術者の養成や販売員の資質向上などの補聴器の適切な利用のための環境整備に努めること。そして、市町村が行う健康診断に聴力検査を加えられるよう必要な支援をすることを国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「内容は理解できるが、町議会の段階では国に求めるものではないと考えることから国への意見書提出はなじまない」との意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 12 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（５）陳情第 12 号 最低賃金全国一律制度へ向けた法改正を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 最低賃金法を改正し、全国一律「1,500円以上」を実現すること。誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができるよう「全国一律最低賃金制度」への法改正を実現すること及び、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備することを国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「先には賃金を上げていく方向にあると思うが、地方において特に中小企業、個人事業主が多い町で議論すべきことではない。国において毎年都道府県ごとに改定されており、賛成できない」との意見や「労働者側だけでなく、事業者側の実態を見ながら考えていくべきであり、反対である。」との意見が出された。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 13 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（6）陳情第13号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 国は国保料（税）を引き上げるため、国庫負担を増額すること。 県は各市町への独自補助の拡充を図り、保険料負担を軽減すること。及び、県は国民健康保険に関する徴収や医療に関する相談場所を設けるなど、国民健康保険に関する県民の実態をつかむことを国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「現在、国民健康保険については、各市町の状況をふまえ収納状況を反映した対応をされており、国へ意見書を出すべきではない」との意見が出された。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第14号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（7）陳情第14号 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 児童・生徒が安心して通学でき、心も身体も健康で衛生的な生活を保障するために、町内の小学校の高学年及び中学

校の各トイレに生理用品を常備すること及びそのための予算措置を行うことを求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「対応に向け準備が進められており不要と考える」との意見が出された。

審査の結果 賛成無しにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長(高橋公時) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第16号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長(松尾陽子) 議長。

○議長(高橋公時) 委員長。

○総務文教常任委員長(松尾陽子)

(8) 陳情第16号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書

陳情提出者 世羅町大字小国

小国地区振興協議会 会長 藪花睦二 外4名

陳情の趣旨 令和6年9月に世羅西地域の医療を長年支えられてきた
医院が閉院となり、高齢者が多く住む世羅西地域の医療体制を維持していくよう町に求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「要望にあるとおり、一日でも早い世羅西地域での医療体制の整備が必要であり、賛成である」との意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長(高橋公時) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

つぎに、産業建設常任委員長から報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

陳情第 15 号について、報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 令和 6 年 12 月 13 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会審査報告

12 月 3 日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 6 年 12 月 9 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、
藤井照憲（高橋議長）

4 審査事項と結果

（1）陳情第 15 号 町道青水黒淵線道路改修要望書

陳情提出者 世羅町大字青水 青水下組代表 羽場浩二

陳情の趣旨 町道青水黒淵線は重要な生活道にもかかわらず大型車の通行及び交通量の増大のために地元住民の通行に支障をきたしている。特に主要地方道世羅甲田線との接続部などの狭隘な 2 か所について早急な道路改修を求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「車が離合する場所がなく、離合をする際にはカーブや川に挟まれた危険な道を利用せざるを得ないため、ということで賛成である」などの意見が出された。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第8号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書の討論はありませんか。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。

3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 先ほどの陳情第8号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書に賛成の立場で討論します。

学校給食費無償化が全国的に広がるなかで、県内でも無償化の動きが広がっています。三原市では第2子から無償化を実施しています。

しかしながらどこも共通する課題は財源確保であります。国は昨年3月に子ども子育て支援加速プランにおいて学校給食費無償化にむけ課題を整理しており、令和6年10月に学校給食の保護者負担を軽減を実施する自治体における取組の実態把握をするための調査を実施しております。広島県においても県庁にて去る11月22日に私も出席しました日本共産党議員団が広島県に予算編成に対する要望において学校給食費の無償化において引き続き国に要望していくと担当課からの答弁がありました。世界情勢や異常気象、また米の品薄が続くなか、新米の卸価格も値上がりし、生活の影響が懸念されるなか、給食費の負担は、我々が行った町政アンケートにおいてもかなりの町民の皆様が子育て世代だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃん世代からも給食費無償化を進めてほしいとの声が多く聞かれました。子育てするなら世羅町で、移住定住の促進、世羅町活性化のためにも、陳情の内容は当然の内容であり、世羅町議会で見解書を採用すべきであります。国に見解書を提出すべきであります。よってこれを賛成の討論といたします。

○議長(高橋公時) 次に本案に対する 反対討論の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第8号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第8号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第9号 安心して生活できる公的年金を求める陳情書の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第9号 安心して生活できる公的年金を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第9号 安心して生活できる公的年金を求める陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第10号 訪問介護基本報酬引き下げ分の補填と2025年度医療・介護報酬臨時改定の実施、すべてのケア労働者の大幅増員と処遇改善等のための予算措置を求める陳情書の討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 10 号 訪問介護基本報酬引き下げ分の補填と 2025 年度医療・介護報酬臨時改定の実施、すべてのケア労働者の大幅増員と処遇改善等のための予算措置を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 10 号 訪問介護基本報酬引き下げ分の補填と 2025 年度医療・介護報酬臨時改定の実施、すべてのケア労働者の大幅増員と処遇改善等のための予算措置を求める陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 11 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書の討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 11 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 11 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 12 号 最低賃金全国一律制度へ向けた法改正を求める陳情の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 12 号 最低賃金全国一律制度へ向けた法改正を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 12 号 最低賃金全国一律制度へ向けた法改正を求める陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 13 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 13 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 13 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 14 号 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求める陳情書の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 14 号 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレ

レに生理用品の設置を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立なし)

起立なし であります。

したがって、陳情第 14 号 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求める陳情書は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 15 号 町道青水黒淵線道路改修要望書の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 15 号 町道青水黒淵線道路改修要望書 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、陳情第 15 号 町道青水黒淵線道路改修要望書は委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 16 号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 16 号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書に対する委員長

報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第 16 号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書は委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 11 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 6 年 12 月 13 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 12 月 10 日（火） 午前 9 時開会
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司
高橋公時
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、子育て支援課長、
健康保険課長、福祉課長
教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 学校給食センター工事進捗状況

調理器具などの設置が進む給食センター内を1階から順次説明を受けながら調査。

工事の進捗率は、10月末で88.5%。目標よりも若干の遅れがあったが、現在はほぼ予定どおりの進捗状況となっているとの説明があった。

委員からは、テストキッチンがついた会議スペースの活用方法や納品チェック体制について質問があった。施設見学への対応や児童・生徒の食育、給食のメニュー試作などに利用される。ハーベストネクスト(株)と連携して活用について考えたい。納品のチェック体制については、ハーベストネクスト(株)が他の市町でのノウハウを活かして運営されるとの説明があった。

(2) 「世羅町らしい」給食の提供の進捗状況について

ア 米飯給食について

世羅町循環型農業推進協議会との話し合いにより、品種はコシヒカリとし、精米費用と出荷費用を含んだ買取価格を14,000円程度とする旨の説明があった。委員からは、米飯給食費はどの程度増額になるのか、増額された場合の就学援助費は、増額されるのかとの質問があった。小学校・中学校ともに40円のアップで試算している、就学援助費も負担が増えた分も同様に支援できるように考えている。

(3) ヤングケアラー実態調査の取組状況について

ア 現状と課題・今後の取組について

「子ども計画」策定のために行った中高生へのアンケートの中で、「あなたはヤングケアラーに当てはまると思いますか」の問いに対して、中学生で1.3%、約3名、高校生で0.8%、約1名が当てはまると回答があった。このことを踏まえてヤングケアラー支援体制構築に向けた連携会議を、学校教育課、福祉課、子育て支援課で行った。学校教育課では、生徒指導サポート訪問を実施し、児童・生徒の情報を共有し、支援策の検討を行っている。また、町養護教諭にむけての研修を行った。ヤングケアラーは、

把握の難しさがある。

福祉課では、小中学校を対象とした認知症サポーター養成講座等を実施した際、介護等の相談窓口である地域包括支援センターの周知を行っている。

子育て支援課では、課内設置の子ども家庭支援拠点において、学校等の関係機関との情報共有や、家庭訪問による実態把握に努め、早期発見・早期対応を実施。ヤングケアラーと断定できないが、気になる家庭はある。

各課が連携して最善の支援に繋がられるよう努めるとともに研修会を開催し、子ども向けに分かりやすいチラシを作成し、配布するとの説明があった。

委員からのヤングケアラーの定義・線引きについての質問に対し、ヤングケアラーは、本来大人が担うとされている家事、家族の世話などを日常的に行っており、責任や負担の重さで本来行う学業や友人関係に影響が出ている子どもたちのことを指す。ただし、勉強したり、学校に行ったり、友人と遊んだりといった子どもとしての時間が確保されている場合は、ヤングケアラーではないという定義になるとの説明があった。

ヤングケアラーの研修を他の教諭に実施されているかとの質問に対し、実施はしていないが教職員に広く研修を実施する必要性は感じている。そして養護教諭研修で気づくきっかけや視点を学び情報を共有しているとの説明があった。

(4) 中学校部活動地域移行の進捗状況について

ア 活動場所の提供及び備品の貸し出し許可の考え方

部活動の地域移行に関わる活動場所についての考えは、指定学校を活動の中心とする。必要に応じて学校施設及び社会体育施設を利用できるものとする。備品の使用については、学校の部活動の延長であることから各学校の部活動で使用している現在の備品を引き続き活用するように考えているとの説明があった。委員からは、吹奏楽部など文化系クラブの場合はどうなるのかとの質問に対し、吹奏楽部については、学校の音楽室、社

会文化施設、せら文化センターの小ホールや会議室なども視野に入れて、学校の備品である道具類を使うなかで活動を進めることとしているとの説明があった。委員からは、保護者や生徒に対する早目の情報提供が必要では等の意見が出された。

(5) 郵送業務のDX化 郵送費高騰に伴う代替ツールについて

令和5年度決算に伴う日本郵政(株)への支払額は、13,087,060円で、10月1日からの郵便料金の値上げにより大きな影響が出ることが予想される。影響額については試算していないが、約20%上がるものと考えている。

郵送料金の軽減を目的としてのDX化として、子育て支援課で活用されている「自治体SMS送信サービス」がある。出産、子育て交付金、健診の受診勧奨、各種案内等に利用され、61名が登録されている。利用拡大には本人同意を理解、個人情報管理などに課題があるが、検討していきたいとの説明があった。委員からは、受診勧奨は、健康保険課でもDXで取り組めばいいのではないかと、申請事務についてもシステム構築で経費を削減すべきではないかと、配布物も自治センターやコンビニに置いておいておくという方法もあるのではないかと等の意見が出された。

(6) 令和6年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況について

入札発注工事一覧表により、財政課1件、企画課2件、学校教育課5件の調査を行った。

(7) 陳情第16号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」に対する町の考え方

町として世羅西地域に新たに診療所を開設するといった対応はできないが、医療を受け続けられる体制について検討する必要があると認識している。世羅中央病院などの関係機関と協議検討を始めたところであるとの説明があった。

委員からの、出張診療の体制は取れないのかとの質問には、大和地域への巡回車のように、せらにし支所などを待合室として巡回診療をするのも一つの方法である。その場合の初診は世羅中央病院で受けて頂き、その後は予

約制という形で考えていきたいと思っているとの説明があった。

委員からこうした情報を広く町民に届けてほしいとの意見が出された。

(8) 核兵器禁止条約の締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)

委員からは、世羅町も非核宣言しているので、核兵器に対する反対行動としていいことだと思うという賛成意見と、町議会のレベルで判断して提出するようなものではないと思うので反対であるという意見が出された。賛成少数により発委による提出には至らなかった。

6 その他(令和7年度行政視察項目及び視察先等)

令和7年度の行政視察について委員から提案のあった視察内容及び候補地を基本に正副委員長において視察先の自治体を選定し、来年7月か10月での視察実施に向けて準備を進める。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(高橋公時) ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第12 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(上本 剛) 議長。

○議長(高橋公時) 委員長。

○産業建設常任委員長(上本 剛) 令和6年12月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和6年12月9日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲
（高橋議長）
- 4 説明員 町長、副町長、財政課長、町民課長、産業振興課長、
商工観光課長、建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 陳情第15号に関する現地調査（大字青水）の現地調査を行った。

現地で担当課から説明を聞き、現地の状況等を調査した。

（2）県道・町道の草刈り実施状況について

ア 草刈り業務契約

県道11路線、町道22路線、実施時期・草刈り・回数・委託先などの説明を受けた。委員からは、草刈りの実施回数を増やせないか、また今後の町道草刈り作業の実施が困難になる可能性について、今後の方針に関する質問が出された。

（3）河川浚渫事業について

ア 要望をふまえた現状

（県河川）

県の定める「河川内の堆積土等除去計画」に基づき浚渫を実施

令和6年度は芦田川のうち、大字川尻奴田橋付近の浚渫を予定

（町河川）

緊急浚渫推進事業債を活用して浚渫を実施、令和6年度は5河川5箇所浚渫工事を予定しており、年1回行う河川パトロールの巡視で把握したとの説明があった。

（4）宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数及び飼育頭数の推移

臭気指数については、令和6年11月8日時点で全ての測定箇所において数値が大きく上回っていたことを確認した。今後の飼育頭数は、第3牧場で約

5300頭、第4牧場で約7700頭前後を飼養される予定あることを確認した。宇津戸下仮屋地区公害対策委員会の役員との協議では、肥育舎周辺で強い臭気が認められたため、事業者から対策案の提案を受け、経過を見守ることと報告された。委員からは、「改善勧告を出した以上、数値が15を下回らなければならない」「改善命令を出すべき」「撤退してもらわなければならない」「ソフト面ではなくハード面での対策が必要」など、厳しい意見が出された。

(5) 令和6年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況について

建設課17件、産業振興課3件、上下水道課3件、商工観光課1件について調査を行った。

(6) 公共工事発注時の週休二日制について

ア 工期への配慮と積算歩掛りへの影響

資料により説明を受けた。来年度予算については週休2日で積算をするようにしている。

(7) 森林山村多面的機能発揮対策交付金事業と集落里山林整備事業の今後の考え方について

資料により、活動メニューや事業実績の説明を受けた。委員から里山林整備事業では、今よりも整備範囲の拡張を求める意見が出された。

(8) 転作に係る耕畜連携作物の収支状況及び考え方について

取組み内容、交付単価、主な要件について報告を受けた。委員からは、WCSが収穫されていない状況にあり、耕畜連携がうまくいっていないのではなどの質問が出され、畜産農家と耕種農家の意見交換の場の必要性について担当課より説明があった。

(9) 個人、認定農業者への支援及び補助金の内容と件数について

資料を用いて説明を受けた。リモコン草刈りなどのスマート農業に関する質問があり、乾燥機もスマート農業導入支援事業の対象に含まれるとの説明があった。

(10) 指定管理施設道の駅世羅の集客等の状況と譲渡の考え方について

集客数はコロナ禍以降順調に伸びている。民間譲渡については、道の駅を名乗れず集客力が低下するとともに、補助金返還など求められることがあるため考えていない。指定管理料は令和6年から700万円程度落としているが、ま

だ必要と考えていると説明を受けた。

(11) せら香遊ランド指定管理料令和6年9月以降の返還状況について

資料により今後の解決金納付の説明を受けた。

6 その他（令和7年度行政視察項目及び視察先等）

令和7年度の行政視察について委員各位から提案のあった視察内容及び候補地を基本に正副委員長において視察自治体を選定し、来年7月か10月末での視察実施に向けて準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第13 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 令和6年12月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和6年12月11日（水） 午前11時05分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、

佐々木浩康、(高橋議長)

4 調査項目及び内容

(1) 議会だよりについて

ア 紙面内容の方向性について

前期委員会においては広報視察研修終了後、議会だよりを今まで以上に住民の方に親しみやすく、より分かりやすい紙面に変えていく方針を打ち出した。

今期委員会においても、その方針を踏襲し、新たな紙面づくりに挑戦していく事を決定した。

紙面づくりの問題点として大きく2点、①編集に議事録が間に合わない事、②個人用QRコードが間に合わない事があげられた。それを解消する為、新年度からは発行月を1か月伸ばす事を決定した(5・8・11・2月)。

内容については、写真やコメントを重視し、将来的には住民参加型でより親しみやすい内容に変更していく。議会だより第80号に関しては、新人議員も多く初編集という点も考慮し、全16ページを約5日間で制作する予定である。

イ 表紙の取扱い

表紙は「住民、子ども、笑顔」を重要なキーワードとしているが、まだ明確なコンセプトと内容は決定していない。今後は住民からの写真公募も含め、更に検討していく。

ウ 裏表紙について

裏表紙については、告知文やアンケート募集など、主に広報手段として活用を考えている。

(2) 議会報告会・意見交換会について

ア 位置づけ

世羅町議会基本条例第7条(議会報告会)「議会は、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすと共に、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営に反映するものとする」とありま

す。この趣旨に基づき実施する。

イ 実施方法・開催時期

直近2年間は、問題点をより深掘りしたいとの意見もあり、町内個別団体との議会報告会・意見交換会を年2～3回実施してきた。しかしながら、町全体での意見交換が実施されていない点も考慮し、令和7年度は旧町単位・3会場において開催することを決定した。実施時期は、5月後半で調整を図ることとした。

また、個別団体との意見交換についても、本常任委員会の対応として年1～2回程度の開催で検討している。

(3) その他

ア 行政視察について

令和7年度については行政視察を見送り、広報コンクールで入賞実績がある自治体の方による編集方法等の実務研修を庁舎内において行う。

なお、視察研修は令和8年度より再開する予定。

イ 広島県町議会議長会広報クリニック（広島）令和7年1月22日（水）

ウ 全国町村議会広報クリニック（東京）令和7年2月17日（月）

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第14 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 令和6年12月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会改革調査特別委員会

委員長 田原 賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 12 月 11 日（水） 午前 9 時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、
藤井照憲、（高橋議長）
- 4 調査事項
 - （1）今後の議会改革の進め方について
9 月 12 日の本委員会において確認した、つぎの 6 点について協議した。
 - ア オンラインでの委員会の実施
 - イ 委員会のライブ放送
 - ウ 議会 BCP（ビジネスコンティニュティプラン）
 - エ YouTube 配信の充実
 - オ タブレットをフル活用できる体制づくり
 - カ 委員会内での議員間討議の充実

議場の工事改修後の、3 月議会からタブレットの試用や、議会だよりに YouTube の配信アドレスのバーコード掲載、議員間討議については、各常任委員会での調査項目のあり方などを確認し、YouTube 配信と議員間討議、タブレット活用については、議場改修結果を待って再度タブレット活用について協議することとした。

（2）研修について

デジタルツールの活用について、研修することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（高橋公時） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 15 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 6 年 第 4 回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 10 時 02 分